

令和2年6月4日

新型コロナウイルス感染症における緊急事態措置により休止していた市施設の再開等について

■概要

令和2年6月4日、新型コロナウイルス感染症における県の緊急事態措置が緩和され、一部施設が使用停止等の協力要請から除外された。

そこで、市では、国や県と連携しながら休止等を行っていた市施設について、別紙のとおり施設を再開するなどの対応を行うこととした。

市施設の再開にあたっては、各施設において、感染防止対策を講じる。また、感染防止対策として、一部利用を制限するなどの対応を行う場合もある。

なお、市施設の再開等については、ホームページ等を通じて、市民の皆様に周知するとともに、今後の状況を勘案しながら、適宜見直す。